

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：串本町水道事業特別会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和34年2月25日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	串本町	職員数（H24. 4. 1現在）	12
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	88（平成21年度）	財政力指数	0.303（平成22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	93.3（平成21年度）	実質公債費比率（％）	9.9（平成21年度）
		将来負担比率（％）	95.6（平成21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：串本町、古座町、古座川水道企業団（一部事務組合）] 合併以前の串本町・古座町は、用水供給事業を行っていた古座川水道企業団から用水を購入し、末端までの給水を行っていた。合併によりその一部事務組合を解散し、業務のすべてを新町である串本町に引き継いでいる。 また、合併と同時に旧串本町の4つの簡易水道と旧古座町の1つの簡易水道を上水道事業へ統合している。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	串本町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度から平成28年度
計画策定責任者	串本町長 田嶋勝正
既存計画との関係	串本町第1次長期総合計画（平成18年度～平成27年度） 第2次串本町定員適正化計画（平成22年度～平成26年度）
公表の方法等	町ホームページに掲載
基本方針	給水人口の減少による収益の減少や平成21年度に竣工した浄水場移転更新事業に係る企業債元利返済及び減価償却費等の増加が見込まれる中で、経費の削減に努め経営効率を高める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	65,047.5			65,047.5
	補償金免除額	16,817.4			16,817.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	65,048			65,048
合 計 (A)					
「繰上償還希望額」欄の 再掲（再掲）の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還希望額」欄の 再掲（再掲）の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還希望額」欄の 再掲（再掲）の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>給水人口の減少に伴い給水収益についても減少している。 地形的な特徴から6箇所の浄水場が各集落に分布し、中継ポンプ場や配水池についても各所に点在し、それぞれに維持管理費が掛かっている。これらの施設に加え、送水・配水管も耐用年数を迎え老朽化の進むものが多く、更新事業費及び修繕費の増加が予想される。 給水収益の減少に加え、平成21年度に竣工した浄水場移転更新事業に係る企業債利息及び減価償却費の増加等が影響し、平成23年は赤字決算となり、平成24年度以降も赤字決算を想定している。 料金水準に関しては、県下の同規模給水人口団体と比較しても低い水準にはない。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 適正な定員管理 これまでの定員の適正化の取り組みにより、現在12名の職員体制となっており、今後の増員は考えていない。業務委託により職員の業務量の減少が見込める場合は、人員削減も検討する。</p> <p>課 題 ② 業務委託による経費削減 漏水調査について民間委託を行い、効果的な漏水箇所の修繕に努め、有収率を上げることで経費の削減につなげる。 検針・集金・施設巡回業務・施設内機器点検・電気工作物保安委託等の委託を行うことで費用の削減につなげているが、今後も費用削減につながる効果的な業務委託を検討する。</p> <p>課 題 ③ 水道施設の統合による費用の削減 地形的な特徴から各集落に6箇所の浄水場が分布しており、それぞれの施設に維持管理費が掛かっている。施設の統合を検討し、維持管理費の削減を検討する。</p> <p>課 題 ④ 未収金の徴収率の向上 定期的な滞納整理業務を行うことにより、徴収率を向上させ収益の増加につなげる。</p> <p>課 題 ⑤ 料金改定の必要性 給水人口の減少に伴い給水収益は減少傾向にあり、今後の収益の増加は見込めない状況にあるが、安易な料金改定は行わず、費用削減の課題に取り組んだ上で料金改定の検討を行う。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分	資 本 的 収 入										
	1. 企 業 債	313	600								
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金	88	216	5							
	4. 他 会 計 負 担 金					3	119				
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	176	416	27		14	45				
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金					1					
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他										
	計 (A)	577	1,232	32		18	164				
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	577	1,232	32		18	164				
	資 本 的 支 出										
	1. 建 設 改 良 費	620	1,275	248	67	122	374	50	50	50	120
	2. 企 業 債 償 還 金	55	53	57	60	63	134	79	98	101	103
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他										
計 (D)	675	1,328	305	127	185	508	129	148	151	223	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	98	96	273	127	167	344	129	148	151	223	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	81	65	263	124	162	344	129	148	151	223	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他	17	31	10	3	5						
計 (F)	98	96	273	127	167	344	129	148	151	223	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	1,856	2,402	2,345	2,285	2,222	2,088	2,009	1,911	1,810	1,706	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分										
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分		88	216	5		3	119				
	うち基準内繰入金	88	216								
	うち基準外繰入金			5		3	119				
合 計		88	216	5		3	119				

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率※ (%)	120.0	117.5	106.4	107.3	101.1	101.9	102.5	101.9	101.3	99.8
資本費 (円又は%)	69.8	74.8	88.1	88.5	93.5	89.0	88.6	88.5	87.6	87.4
総収支比率(法適用) (%)	117.4	114.3	103.7	103.2	97.5	96.7	99.0	98.4	97.7	96.3
経常収支比率(法適用) (%)	120.6	117.5	106.4	107.3	101.1	102.4	103.1	102.5	101.9	100.4
営業収支比率(法適用) (%)	132.9	131.4	120.7	120.9	113.1	113.9	113.7	112.6	111.3	109.2
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)									
	うち基準内繰入金 (%)									
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)	15.3	17.5	15.6		19.5	72.6			
	うち基準内繰入金 (%)	15.3	17.5							
うち基準外繰入金 (%)			15.6		19.5	72.6				

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水人口及び給水戸数の減少による使用水量の減少を考慮し、約1.7%程度の減収を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	平成24年度において配水池移設工事2件を実施中である。そのうち1件の工事については、他会計の造成工事が原因となる移設であるため、工事費は他会計が全額負担する。その後は他会計からの繰入の予定はない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成24年度において配水池移設工事2件を実施中であり、1件については他会計の全額負担によるものである。その後は、平成21年度に竣工した浄水場移転更新事業に係る企業債元利返済及び減価償却費等の増加が見込まれるため、大規模投資の予定はない。資産売却の予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	平成17年度から平成21年度において実施した集中改革プランでは、職員数20名から16名へ4名の減を目標にしていたが、平成24年4月1日現在の実績では、職員数8名の減(40%の削減)を行い、12名の職員数となっている。これは勤奨退職、定年退職者に対する補充及び新規採用職員の抑制等を行い、職員数の純減に努めた結果であり、今後も経営効率を高める努力をする中で、第2次串本町定員適正化計画(平成25年度において公営企業で1名の減を予定)に基づき適正な定員管理に努めたい。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		平成20年11月から勤務評定を実施しているが、給与には反映していない状況である。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務員の給与は、行政職給与表の1級及び2級のみで運用することにより給与を抑制している。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職者特別昇給については、4号での特別昇給特別昇給を行っていたが、平成19年度退職者から廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方		職員互助会がないため、互助会に対する公費負担はない。また、結婚等祝い金、災害等見舞金、レクリエーション補助等の公費を伴う個人給付事業も行っていない。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②、③、④	当町は海岸線に沿って東西に長く、各集落は海岸部まで張り出した山々に隔てられているため、集落ごとに水道施設(浄水場6、配水池20)があり、老朽化しつつある施設ごとに維持管理費が必要となり、経営効率の低下の要因となっている。起伏の激しい地勢上、施設の統合はかなりの財政的負担が伴うものと考え、長期的な経営効率の向上という観点から、施設の統合を図り維持管理費の縮減を目指したい。 合併当初において職員が行っていた浄水場宿直業務の民間委託により職員数5名の純減につながり、平成21年度に完了した浄水場移転更新業務による施設の無人化によってこの委託料についても削減した。今後は、平成20年度から実施している漏水調査の民間委託を継続実施し、有収率の向上に努め、電気・薬品・燃料等の経常経費の削減につなげるよう努める。 給水停止を含む滞納整理業務を年間3～4回実施することにより、徴収率向上による収益の増加や不能欠損の減につなげる。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	指定管理者制度及びPFIの活用については、費用削減や人員削減に有効な制度と考えているが、地域的に適当な団体・機関が町内に存在せず、水道水の安全性の確保という観点からも活用までには至っていない。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	⑤	料金水準が著しく低いわけではないが、平成18年度から平成21年度までの4ヶ年をかけて完了した浄水場移転更新事業に係る企業債利息及び減価償却費の増加、また平成23年9月に当地方を襲った台風12号の影響による大幅な給水収益の減少などにより、平成23年度は純損失を出した。今後も純損失を計上せざるを得ない状況が引き続くものとする。このような状況に対し、当分の間は繰越利益剰余金による補填を行い欠損金を発生させず、経費削減に取り組み、現行の料金水準の維持に努めたいが、併せて財務状況に応じた適正な料金水準についての検討も行っていきたい。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		健全化計画については、町のホームページにて掲載を予定している。
○ 行政評価の導入		検討していない。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	職員数及び給与費については、現状を維持し、職員数の増については考えていない。第2次串本町定員適正化計画においては、平成25年度において公営企業における職員数1名の減が予定されているが、水道事業での削減は想定していない。業務委託等により効果的な業務量の縮減が可能になった段階で、職員数の削減を検討したい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成20年度から実施している漏水調査の民間委託により、有収率の向上に努め、電気・薬品・燃料等の経常経費の削減を図ってきたが、今後はさらに集中的に漏水調査及び漏水箇所の修繕を行い、効果的な費用の削減に努める。 また、水道施設の統合も財政状況を勘案しながら計画し、維持管理経費の大幅削減を目指したい。 平成23年決算では、平成21年度に完了した浄水場移転更新事業に係る企業債利息及び減価償却費の増加、台風12号の影響による給水収益の大幅な減少により、赤字決算となった。平成24年度以降においても赤字決算を想定しているが、繰越利益剰余金をもって赤字を補填しつつ、経費の削減に計画的・集中的に取り組み、そのうえで料金改定についての検討も視野に入れたい。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、基準外繰り出しは行っておらず、今後も予定はしていない。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	
/	/	累積欠損金比率		0	0	0	0	0							
		(実績値)		0	0	0	0	0							
/	/	延長計画の目標値								0	0	0	0	0	
		(実績値)													
/	/	企業債現在高		1,997	2,958	2,901	2,841	2,778							
		(実績値)		1,856	2,402	2,345	2,285	2,222		2,088	2,009	1,911	1,810	1,706	
		延長計画の目標値													
		(実績値)													

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額 (料金の適正化)													
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額 (負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額 (収入増額)													
		その他 ()													
		改善効果額													
		【経費の削減】													
		職員給与費の適正化													
		職員給与費 (退職手当以外)		115	112	104	104	104							
		改善効果額		9	12	20	20	20	81						
	給与水準														
	改善効果額														
	その他 ()														
	改善効果額														
	維持管理費等		81	81	81	81	81								
	改善効果額 (適正化)		-6	-6	-6	-6	-6	-30							
	工事コスト														
	改善効果額 (縮減額)														
	その他 ()														
	改善効果額														
	当初計画改善効果額 合計								51						

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	
延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額 (料金の適正化)													
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額 (負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額 (収入増額)													
		その他 ()													
		改善効果額													
		【経費の削減】													
		職員給与費の適正化													
		職員給与費 (退職手当以外)							104		97	97	99	99	101
		改善効果額									7	7	5	5	3
	給与水準														
	改善効果額														
	その他 ()														
	改善効果額														
	維持管理費等							81		84	86	86	86	86	
	改善効果額 (適正化)									-3	-5	-5	-5	-5	
	工事コスト														
	改善効果額 (縮減額)														
	その他 ()														
	改善効果額														
	延長計画改善効果額 合計 A														4
	普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B														14
	A + B														18
	<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)														17

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること (ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	19	19	19	19	18	18	18	17	17	17
年間総有収水量 (千m ³)	2,832	2,755	2,709	2,725	2,564	2,674	2,631	2,588	2,547	2,506
公称施設能力 (m ³ /日)	18,730	18,730	18,730	18,730	18,730	18,730	18,730	18,730	18,730	18,730
1日最大配水量 (m ³ /日)	15,889	16,352	15,779	15,228	15,228	15,073	14,919	14,767	14,616	14,467
最大稼働率 (%)	84.8	87.3	84.2	81.3	81.3	80.5	79.7	78.8	78.0	77.2
供給単価 (円/m ³)	187.7	188.6	187.1	187.8	188.2	186.6	186.6	186.2	185.7	185.6
給水原価 (円/m ³)	156.5	160.5	175.8	175.0	186.2	183.2	182.1	182.8	183.4	186.0

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成16年度に旧古座町の津荷簡易水道、平成17年度の合併の際に旧古座町の姫・伊串簡易水道と旧串本町の4つの簡易水道(和深、田子、田並、有田)を上水道事業に統合した結果、田原簡易水道及び古座ヴィラ飲料水供給施設の統合を残すのみとなっている。田原簡易水道・古座ヴィラ飲料水供給施設の統合については、平成26年度において資産状況の評価や給水収益等の実態を把握し、水需要構造に見合った施設計画ならびに効率的な運転計画を策定し、平成27年度に認可変更する予定となっているが、現状では具体的な試算には至っていない。